

阿賀野市告示第96号

阿賀野市人工透析通院費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月16日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市人工透析通院費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市人工透析通院費助成事業実施要綱（平成31年阿賀野市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業・阿賀野市人工透析通院費助成事業委託契約書

阿賀野市福祉タクシー利用助成事業・阿賀野市人工透析通院費助成事業(以下「事業」という。)の委託について、阿賀野市(以下「発注者」という。)と(以下「受注者」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 発注者は、上記事業を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

第2条 事業の委託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第3条 阿賀野市福祉タクシー利用助成事業実施要綱又は阿賀野市人工透析通院費助成事業実施要綱(以下「要綱」という。)の定めるところにより、助成対象者が受注者のタクシーを利用したときは、受注者は、その運行に要した要綱に定める助成額(以下「助成額」という。)を発注者に請求するものとする。

第4条 受注者に対する事業の委託は、要綱の定めるところにより、受注者に対して助成額を発注者が負担することによって行うものとする。

第5条 受注者は、前条の規定による助成額を、毎月末現在でその月分をまとめて、要綱に定める報告書に使用済みの利用券を添えて翌月10日までに、発注者に請求するものとする。

第6条 発注者は、受注者から前条の規定による報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、その料金を受注者が指定する金融機関に支払うものとする。

第7条 受注者は、第三者に対し事業の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。

第8条 発注者は、受注者がこの契約に違反したときは、委託契約書を解除することができる。

第9条 この委託契約書に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

年 月 日

(発注者)新潟県阿賀野市岡山町10番15号
阿賀野市
阿賀野市長

(受注者)

附 則

この告示は、令和8年4月16日から施行する。